

2024年12月6日

ひとり親世帯の児童扶養手当「年収の壁」大幅な引き上げと ふたり親含め低所得子育て世帯への給付拡充に関する 共同要望書

公益財団法人あすのば
認定特定非営利活動法人キッズドア
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

さまざまな「年収の壁」に関して議論されていますが、とくに重要なのが、ひとり親世帯への児童扶養手当「所得制限の壁」の見直しです。現在は、年収385万円を超すと児童扶養手当が受けられないだけでなく、自治体実施の「ひとり親世帯医療費助成」など、数多くのひとり親世帯への支援が受けられなくなります。さらに、年収190万円以上で給付額が減ります（世帯人数2人の場合）。このため、ひとり親の働き控えや経済的自立を阻害している状況があります。

また、児童扶養手当の額は、子ども3人目以降の加算額が増えましたが、大部分の受給世帯である子ども2人以下の世帯の手当額は増えていません。

さらに、困窮ふたり親世帯の子どもに対する給付制度はありません。

そこで、子どもの貧困対策に取り組む団体で、低所得子育て世帯への経済支援に関して、来年度予算編成において、以下の項目の実現を強く要望いたします。経済的困窮世帯の子どもが自分らしく育ち、保護者が安心して子育てするために、制度の拡充・改善を求めます。

1. 児童扶養手当「所得制限の壁」大幅な引き上げ

ひとり親世帯への児童扶養手当の所得制限（一部支給・世帯人数2人）を、年収590万円（私立高校無償化ライン）まで引き上げてください。1985年から1998年までの所得制限は、年収407.8万円であり、26年前より所得制限が厳しい現状を放置してはなりません。また、全部支給の所得制限（世帯人数2人）を年収385万円まで引き上げてください。1998年までの所得制限は、年収204.8万円であり、大幅な引き上げが必要です。

2. 児童扶養手当の増額

児童扶養手当の全部支給の月額を、少なくとも1万円増額し、4万5500円から5万5500円にしてください。2004年の月額は4万1880円で、この20年で3620円しか増えていません。また、子ども2人目以降の加算額も1万円増額し、1万750円から2万750円としてください。

3. 困窮ふたり親世帯に児童手当の上乗せ支給

困窮するふたり親世帯等への新たな給付金制度として、年収590万円までの世帯の子どもへの児童手当を、少なくとも月額1万円上乗せして支給してください。

以上